

# 一般社団法人日本側彎症学会役員選挙規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人日本側彎症学会定款第26条第1項に基づき、役員を選任に関する事項について定める。

## (立候補)

第2条 役員立候補の申請にあたっては、申請者は、現に評議員の地位にある者2名(ただし、監事の候補者になろうとする者については、現に評議員の地位にある者1名及び現に監事の地位にある者1名)の推薦状を添えて、立候補届及び他所定の書類を提出しなければならない。

## (決議の方法)

第3条 役員選任は、評議員会において、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 役員選任は、投票により行う。
- 3 投票は、書面、挙手その他適当な方法によって行うことができる。
- 4 得票数の上位の者から順に当選者とし、同点者が出た場合には、抽選により当選者を決定する。
- 5 候補者が定数または定数に満たない場合は、無投票当選とする。

## (投票の無効)

第4条 投票が次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。なお、無効とされた投票も、

出席した評議員の議決権の数には参入される。

- 1) 所定の用紙その他所定の方法によらないもの
- 2) 候補者でない者に対するもの
- 3) 2名以上の者に対するもの
- 4) 候補者の何人に対して投票したかを確認し難いもの

(規則の変更)

第5条 この規則は、評議員総会の決議によって変更することができる。

附 則 この規則は、令和2年6月12日から施行する。